



発行 新潟県

第35号

令和6年5月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

規 則

45 新潟県立歴史博物館規則及び新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則（文化課）

告 示

592 軽油引取税に係る特約業者の指定取消（税務課）

593 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)

594 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）

595 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）

596 身体障害者福祉法による医師の指定（障害福祉課）

597 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)

598 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)

599 保安林の指定予定（治山課）

600 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）

601 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）

602 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）

603 基本測量の終了通知（監理課）

604 公共測量の実施通知（監理課）

605 公共測量の実施通知（監理課）

606 公共測量の終了通知（監理課）

607 道路の区域変更（道路管理課）

608 道路の区域変更（道路管理課）

公 告

予算の公表（財政課）

狩猟免許試験の実施（環境対策課）

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施（環境対策課）

一般競争入札の実施（資源循環推進課）

大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）

特定調達契約の落札者等（畜産課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

38 個人演説会等を開催することのできる施設の異動報告（選挙管理委員会）

公安委員会告示

51 警備業法による警備員の検定の実施（生活安全企画課）

52 運転免許取得者等教育を行う者の代表者の氏名変更（運転免許センター）

規 則

新潟県立歴史博物館規則及び新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第45号

新潟県立歴史博物館規則及び新潟県立近代美術館規則の一部を改正する規則

(新潟県立歴史博物館規則の一部改正)

第1条 新潟県立歴史博物館規則(平成12年新潟県規則第129号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(観覧料等の免除)</p> <p>第8条 条例第9条の規定により、観覧料及び特別観覧料(以下この項において「観覧料等」という。)を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 展覧会その他の特別の催しを観覧するため</u> <u>特別観覧料を納めた者が当該特別の催しを観覧する日に常設展示室に展示されている資料を</u> <u>観覧する場合</u> <u>その者の観覧料の全額</u></p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(観覧料等の免除)</p> <p>第8条 条例第9条の規定により、観覧料及び特別観覧料(以下この項において「観覧料等」という。)を免除することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(新潟県立近代美術館規則の一部改正)

第2条 新潟県立近代美術館規則(令和4年新潟県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(観覧料等の免除)</p> <p>第12条 条例第8条の規定により観覧料等を免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、当該場合に免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 特別展示その他特別の催しを観覧するため</u> <u>特別観覧料を納めた者が当該特別展示その他特別の催しを観覧する日に展示室に常時展示されている美術品等の展覧会を</u> <u>観覧する場合</u> <u>その者の観覧料の全額</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(観覧料等の免除)</p> <p>第12条 条例第8条の規定により観覧料等を免除することができる場合は次の各号に掲げる場合とし、当該場合に免除する額はそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この規則は、令和6年6月14日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第592号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名
株式会社内藤倉吉商店
代表取締役 内藤 達衛
- 2 主たる事務所の所在地
新潟県長岡市長町1丁目4番地6
- 3 取消年月日
令和4年6月30日

◎新潟県告示第593号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-82-1	精神通院医療	令和6年3月1日
エム・ケイ薬局うおぬま店	魚沼市中原80-2	精神通院医療	令和6年4月1日
アイン薬局三条大島店	三条市大島5126-1	精神通院医療	令和6年5月1日
アイン薬局新潟蔵王店	長岡市寿2-5-14	精神通院医療	令和6年5月1日
アイン薬局柏崎駅前店	柏崎市駅前2-2-50	精神通院医療	令和6年5月1日
アイン薬局糸魚川南寺町店	糸魚川市南寺町2-10-29	精神通院医療	令和6年5月1日
コダマ調剤薬局	上越市子安新田29-3	精神通院医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局柏崎店	柏崎市東本町1-1-23-1	精神通院医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局西山店	柏崎市西山町礼拝字前田430-2	精神通院医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町4-2-24	精神通院医療	令和6年5月1日
柏崎扇町薬局	柏崎市扇町2-73	精神通院医療	令和6年5月1日
大町キムラ薬局いいの店	村上市飯野3-16-11	精神通院医療	令和6年5月1日
アクア薬局	佐渡市相川四十物町33番地3	精神通院医療	令和6年5月1日

◎新潟県告示第594号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
高須メンタルクリニック	長岡市大手通1-4-3ドルミー駅前ビル7階	精神通院医療	令和6年5月1日
汐彩クリニック	佐渡市窪田20-1	精神通院医療	令和6年5月1日
わかば大手通薬局	長岡市大手通1-4-3ドルミー駅前ビル6階	精神通院医療	令和6年5月1日
中央調剤薬局石橋店	上越市石橋2-5-2	精神通院医療	令和6年5月1日
桐の花調剤薬局	佐渡市窪田19-1	精神通院医療	令和6年5月1日
大手薬局吉田店	燕市吉田堤町3-20	精神通院医療	令和6年5月1日

◎新潟県告示第595号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
ウエルシア薬局五泉店	五泉市東本町2-6-6	精神通院医療	令和6年2月29日
アイン薬局三条大島店	三条市大島5126-1	精神通院医療	令和6年5月1日
アイン薬局新潟蔵王店	長岡市寿2-5-14	精神通院医療	令和6年5月1日
アイン薬局柏崎駅前店	柏崎市駅前2-2-50	精神通院医療	令和6年5月1日
アイン薬局糸魚川南寺町店	糸魚川市南寺町2-10-29	精神通院医療	令和6年5月1日
コダマ調剤薬局	上越市子安新田29-3	精神通院医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局柏崎店	柏崎市東本町1-1-23-1	精神通院医療	令和6年5月1日

ハート調剤薬局西山店	柏崎市西山町礼拝字前田 430-2	精神通院医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局高田駅前店	上越市仲町4-2-24	精神通院医療	令和6年5月1日

◎新潟県告示第596号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定した。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

氏名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	指定年月日	告示事項
吉田 謙	整形外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目 297-1	R 6. 5. 1	第15条第1項の医師に指定した
田島 陽介	消化器外科	長岡赤十字病院	長岡市千秋2丁目 297-1	〃	〃

◎新潟県告示第597号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項及び第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
アイン薬局 新潟蔵王店	長岡市寿2丁目5番14号	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
アイン薬局 三条大島店	三条市大島5126-1	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
アイン薬局 柏崎駅前店	柏崎市駅前2丁目2番50号	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
柏崎扇町薬局	柏崎市扇町2番73号	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局 西山店	柏崎市西山町礼拝字前田 430番2	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局 柏崎店	柏崎市東本町1丁目1-23-1	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
大町キムラ薬局 いいの店	村上市飯野3丁目16-11	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
アイン薬局 糸魚川南寺町店	糸魚川市南寺町2丁目10-29	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
コダマ調剤薬局	上越市子安新田29-3	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
ハート調剤薬局 高田駅前店	上越市仲町4丁目2-24	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
アクア薬局	佐渡市相川四十物町33番地3	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
エム・ケイ薬局 うおぬま店	魚沼市中原80-2	育成医療・更生医療	令和6年5月1日
羽生田調剤薬局	南蒲原郡田上町羽生田丙 151-5	育成医療・更生医療	令和6年5月1日

◎新潟県告示第598号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
喜多町診療所	長岡市喜多町1070-1	育成医療・更生医療 (腎臓に関する医療)	令和6年5月1日

◎新潟県告示第599号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県岩船郡関川村大字高田字上ノ原713、716
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び関川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第600号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

令和6年5月10日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 就任

理事	長岡市亀貝町1770番地	川瀬 佐一 (理事長)
〃	〃 黒津町1122番地	反町 精志
〃	〃 桂町77番地	永井 榮一
〃	〃 新組町5366番地	小黒 寅雄
〃	〃 下条町1531番地	恩田 績
〃	〃 下々条町1199番地	大関 八郎
〃	〃 高見町2039番地	伊丹 庄一
〃	〃 新保5丁目9番5号	日山 富雄
〃	〃 福島町187番地1	星野 輝雄
〃	〃 福島町522番地	桑原 誠
〃	〃 百束町1167番地	井上 厚志
〃	〃 浦瀬町11757番地	佐藤 勝平
〃	〃 見附市椿澤町3278番地	小杉 義光

〃	〃	田井町4216番地	米山 秋雄
〃	〃	長岡市十日町587番地	五藤 晴弘
〃	〃	高島町455番地 1	矢尾板 隆
〃	〃	渡沢町536番地 1	岸 正美
〃	〃	曲新町1941番地	高木 克己
〃	〃	町田町19番地	鈴木 実
監事	〃	高見町980番地 1	上村 孫衛
〃	〃	富島町280番地 1	山岸 太栄
〃	〃	麻生田町1965番地	下条 功
〃	〃	千代栄町1186番地	中川 芳作
〃	〃	三条市福島新田乙49番地	上木 次郎

就任年月日 令和6年4月21日

2 退任

理事	〃	長岡市高見町2061番地 1	伊丹 嘉昭 (理事長)
〃	〃	亀貝町1770番地	川瀬 佐一
〃	〃	下条町1531番地	恩田 績
〃	〃	福島町1626番地	古川 正人
〃	〃	桂町77番地	永井 榮一
〃	〃	下々条町1199番地	大関 八郎
〃	〃	黒津町1122番地	反町 精志
〃	〃	新保町3丁目4番6号	日山 佐一
〃	〃	富島町187番地 1	星野 輝雄
〃	〃	新組町5366番地	小黒 寅雄
〃	〃	百束町1602番地	小熊 純一
〃	〃	浦瀬町11757番地	佐藤 勝平
〃	〃	見附市椿澤町3276番地	井口 清一
〃	〃	田井町4216番地	米山 秋雄
〃	〃	長岡市十日町587番地	五藤 晴弘
〃	〃	高島町161番地	穂苅 義信
〃	〃	滝谷町173番地	今井 昭
〃	〃	曲新町1941番地	高木 克己
〃	〃	町田町19番地	鈴木 実
監事	〃	高見町3586番地	星野 伸一
〃	〃	富島町280番地 1	山岸 太栄
〃	〃	麻生田町1965番地	下条 功
〃	〃	定明町84番地	吉澤 克志
〃	〃	三条市福島新田乙49番地	上木 次郎

退任年月日 令和6年4月20日

◎新潟県告示第601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、長岡市の三島郡北部土地改良区の定款の変更を令和6年4月26日認可した。

令和6年5月10日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第602号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、長岡市及び見附市の一部を受益地域とする県営山北用水路地区農業用排水施設整備(特定農業用管水路等特別対策)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和6年5月13日から令和6年6月7日まで
- 3 縦覧に供する場所
長岡市農林水産部農林整備課及び見附市農林創生課
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第603号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(国土広域情報修正)
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第604号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 河川測量
- 2 作業期間 令和6年4月30日から令和7年1月31日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市東区松浜町地区～新潟県阿賀野市下里地区

◎新潟県告示第605号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量 標高データ（地図情報レベル500、0.5mメッシュ）
- 2 作業期間 令和6年4月30日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 阿賀野川河川事務所管内（新潟市・阿賀野市・五泉市）

◎新潟県告示第606号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県佐渡地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和5年11月20日から令和6年3月15日まで
- 3 作業地域 佐渡市羽茂本郷、羽茂上山田 地内

◎新潟県告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小揚猿沢線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市笹平字中村688番6から	新	4.7～20.2メートル	206.8メートル
同市笹平字屋敷762番1まで	旧	4.7～9.6メートル	195.6メートル

◎新潟県告示第608号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市大字青野字古川2809番1から	新	7.8～16.0メートル	447.0メートル
同市大字青野字押切1696番1まで	旧	7.8～12.4メートル	447.0メートル

公 告

予算の公表について（公告）

令和6年3月29日専決処分をした令和5年度新潟県一般会計補正予算、災害救助事業特別会計補正予算及び港湾整備事業特別会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和6年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

令和5年度新潟県一般会計補正予算

令和5年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,065,270千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,346,479,058千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第1款 県税		279,355,000	1,478,000	280,833,000
	第1項 県民税	67,148,000	△ 88,000	67,060,000
	第2項 事業税	72,329,000	146,000	72,475,000
	第3項 地方消費税	73,571,000	1,132,000	74,703,000
	第4項 不動産取得税	4,653,000	178,000	4,831,000
	第5項 県たばこ税	2,477,000	12,000	2,489,000
	第7項 軽油引取税	21,289,000	29,000	21,318,000
	第8項 自動車税	32,411,000	69,000	32,480,000
第3款 地方譲与税		45,739,353	9,724	45,749,077
	第1項 特別法人事業譲与税	41,497,832	11,722	41,509,554
	第2項 地方揮発油譲与税	3,554,349	382	3,554,731
	第3項 石油ガス譲与税	140,839	△ 1,016	139,823
	第4項 自動車重量譲与税	340,841	△ 2,156	338,685
	第5項 森林環境譲与税	103,180	310	103,490

	第 6 項 航空機燃料課与税	2,312	482	2,794
第 5 款 地方交付税				
	第 1 項 地方交付税	254,818,078	2,485,993	267,304,071
	第 1 項 地方交付税	254,818,078	2,485,993	267,304,071
第 6 款 交通安全対策特別交付金				
	第 1 項 交通安全対策特別交付金	328,831	8,463	328,831
	第 1 項 交通安全対策特別交付金	328,831	8,463	328,831
第 7 款 分担金及び負担金				
	第 1 項 分担金	6,754,029	17,518	6,754,029
	第 2 項 負担金	2,183,173	11,152	2,183,173
	第 2 項 負担金	4,564,490	6,366	4,570,856
第 8 款 使用料及び手数料				
	第 1 項 使用料	13,905,845	148	13,905,897
	第 2 項 手数料	10,433,241	1,602	10,433,241
	第 2 項 手数料	3,474,206	1,750	3,472,456
第 9 款 国庫支出金				
	第 1 項 国庫負担金	189,112,403	5,835,345	189,277,058
	第 2 項 国庫補助金	28,289,151	91,067	28,178,084
	第 3 項 委託金	159,162,982	5,743,672	159,419,290
第 10 款 財産収入				
		5,293,352	60,418	5,232,934

	第1項 財産運用収入	1,286,811	△	33,124	1,263,687
	第2項 財産売却収入	3,986,541	△	27,284	3,969,247
第11款 寄附金		2,050,773		24,441	2,075,214
	第1項 寄附金	2,050,773		24,441	2,075,214
第12款 繰入金		29,486,655	△	847,057	28,589,598
	第1項 特別会計繰入金	4,550,722		18,998	4,569,720
	第2項 基金繰入金	24,885,933	△	866,055	24,019,878
第13款 諸収入		147,186,355	△	1,744,441	145,391,914
	第1項 延滞金加算金及び過料等	159,711	△	970	158,741
	第2項 利子収入	11,269	△	103	11,166
	第3項 公営企業貸付金収入	13,601,440	△	1,800,000	11,801,440
	第4項 貸付金収入	105,526,241		167	105,526,408
	第5項 受託事業収入	17,525,406	△	184,671	17,360,735
	第6項 収益事業収入	2,988,133		4,350	2,962,483
	第8項 雑入	7,384,155		216,786	7,570,941
第14款 負債		243,819,000	△	4,602,000	239,217,000

	第1項 県債	243,819,000	△	4,602,000	239,217,000
歳入	合 計	1,355,544,328	△	9,065,270	1,346,479,058

2 歳 出				
款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
第2款 総務費		50,997,006	5,226,764	56,223,860
	第1項 政策費	5,824,248	△ 46,181	5,778,167
	第2項 総務管理費	35,579,705	5,277,557	40,857,262
	第4項 徴税費	7,084,675	△ 2,122	7,082,553
	第7項 人事委員会費	142,695	△ 700	141,995
	第8項 監査委員費	240,498	△ 1,800	238,698
第3款 環境費		9,225,480	1,540,412	10,765,892
	第1項 環境政策費	631,387	△ 3,747	627,640
	第4項 防災費	7,163,033	1,544,159	8,707,192
第4款 福祉保健費		199,861,028	1,532,170	198,328,858
	第1項 福祉保健費	22,769,964	△ 62,727	22,707,237
	第2項 国保・福祉指導費	45,843,075	△ 124,243	45,718,832
	第3項 地域医療政策費	12,600,809	△ 64,459	12,536,350
	第4項 医師・看護職員確保対策費	2,362,632	△ 900	2,361,732

第5項	高齢福祉保健費	43,629,332	△	358,629	43,270,703
第6項	健康対策費	4,461,832	△	67,461	4,394,371
第7項	生活衛生費	7,719,372	△	17,134	7,702,238
第8項	障害福祉費	23,629,873	△	203,083	23,626,790
第9項	子ども家庭費	25,269,433	△	628,579	24,640,854
第10項	感染症対策費	11,374,705	△	4,955	11,369,751
第5款	労働費	2,574,339	△	16,130	2,558,209
第2項	しごと定住促進費	646,049	△	16,130	629,919
第6款	産業費	138,809,639	△	361,923	138,447,716
第1項	産業政策費	2,308,728	△	36,073	2,270,655
第2項	地域産業振興費	112,050,564	△	110,879	111,939,685
第3項	創業・イノベーション推進費	3,018,469	△	117,998	2,900,471
第4項	産業立地費	12,352,270	△	79,794	12,272,476
第5項	観光費	4,019,596	△	8,699	4,010,897
第6項	国際観光費	273,436	△	287	273,149
第7項	文化費	3,121,186	△	2,370	3,118,816
第8項	スポーツ費	1,665,300	△	3,888	1,661,507

第7款 農林水産業費	第1項 農業総務費	89,186,669	△	2,241,482	86,885,187
	第2項 地域農政推進費	3,245,423	△	542	3,245,881
	第3項 農産園芸費	8,431,231	△	1,606,596	6,824,635
	第4項 経営普及費	1,832,772	△	12,382	1,820,390
	第5項 食品・流通費	3,036,064	△	1,743	3,036,321
	第6項 畜産業費	550,032	△	7,137	542,895
	第7項 水産業費	1,673,136	△	8,352	1,664,774
	第8項 林業費	3,316,111	△	20,567	3,295,544
	第9項 農地管理費	11,356,982	△	23,430	11,335,552
	第10項 農地整備備費	6,324,643		21,545	6,346,188
	第11項 農地計画費	48,051,161	△	579,338	47,471,823
		1,304,114	△	2,930	1,301,184
第8款 土木費	第1項 土木管理費	172,340,367	△	3,340,066	169,000,301
	第2項 道路橋りょう費	11,122,165	△	35,788	11,086,377
	第3項 河川海岸費	71,731,284	△	2,539,875	69,191,409
	第4項 砂防費	33,123,349	△	2,939	33,120,410
		13,366,110	△	480,996	12,885,114

	第 6 項 建築費	20,956,333	△	104,368	20,851,965
	第 7 項 交通政策費	3,611,711	△	39,151	3,572,560
	第 8 項 港湾振興費	666,585	△	4,417	662,168
	第 9 項 港湾費	10,225,354	△	83,128	10,142,226
	第 10 項 空港費	794,106	△	49,404	744,702
第 9 款 警察費		50,912,373	△	167,957	50,744,416
	第 1 項 警察管理費	47,077,115	△	167,957	46,909,158
第 10 款 教育費		156,922,354	△	2,538,897	154,383,457
	第 1 項 教育総務費	7,394,836	△	64,383	7,330,453
	第 2 項 小中学校費	77,483,156	△	1,411,358	76,071,798
	第 3 項 高等学校費	40,861,494	△	618,580	40,242,914
	第 4 項 特別支援学校費	17,977,129	△	431,046	17,546,083
	第 6 項 生涯学習推進費	516,559	△	65	516,494
	第 7 項 保健体育費	645,645	△	541	645,104
	第 8 項 私学教育振興費	10,138,960	△	12,924	10,126,036
第 11 款 災害復旧費		12,026,920	△	3,489,678	8,537,242
	第 1 項 農林水産施設災害復旧費	4,881,614	△	1,465,285	3,416,329

	第2項 土木施設災害復旧費	6,788,760	△	1,977,943	4,790,817
	第3項 社会福祉施設災害復旧費	388,943	△	45,463	313,480
	第4項 警察施設等災害復旧費	11,003	△	987	10,016
第12款 県債費		299,997,649		11,828	300,009,477
	第1項 県債費	299,997,649		11,828	300,009,477
第13款 諸支出金		171,173,074	△	1,935,961	169,237,113
	第1項 公営企業貸付金	18,601,440	△	1,800,000	11,801,440
	第2項 雑支出	9,539,400	△	127,913	9,401,487
	第3項 地方消費税清算金	76,421,985	△	38	76,421,947
	第5項 配当交付金	1,519,452	△	1	1,519,451
	第7項 分離課税所得交付金	128,984	△	1,188	127,796
	第9項 地方消費税交付金	56,455,418	△	24	56,455,394
	第10項 ゴルフ場利用税交付金	388,769	△	2,653	326,116
	第11項 環境性能割交付金	929,335	△	29	929,306
	第12項 軽油引取税交付金	5,180,494	△	3,731	5,176,763
	第14項 旧法による自動車取得税交付金	97,534	△	384	97,150
第14款 予備費		300,000	△	230,000	80,000

	第1項予備費	300,000	△	220,000	80,000
歳出	合計	1,355,544,328	△	9,065,270	1,346,479,058

第2表 繰越明許費補正 1 追加				
款	項	事業名	金額	額
第8款 土木費	第9項 港湾費	港湾機能施設災害復旧事業繰出金		千円 598,000
合 計				598,000

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	利率	償還の方法	
道路	事業費	16,228,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれ発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	16,199,000	千円
河川	事業費	15,845,000									
海岸	事業費	827,000									
砂防	事業費	6,590,000									
街路	事業費	466,000									
公園	事業費	660,000									
公営住宅建設	事業費	357,000									
港湾	事業費	5,104,000									
空港	事業費	181,000									
漁港	事業費	521,000									
林道	事業費	276,000									

農地事業費	12,500,000	12,421,000
災害復旧事業費	6,070,000	5,041,000
学校教育施設等整備事業費	2,470,000	2,317,000
社会福祉施設整備事業費	135,000	137,000
地域活性化事業費	1,295,000	1,290,000
防災対策事業費	11,536,000	11,524,000
地方道路等整備事業費	7,908,000	7,853,000
合併特例事業費	1,426,000	1,425,000
原子力発電施設等立地地域振興特別事業費	589,000	585,000
河川等整備事業費	59,000	56,000
警察施設整備事業費	847,000	835,000
交通安全施設整備事業費	453,000	448,000
本庁舎改修事業費	348,000	347,000
地域機関改修事業費	354,000	346,000

医療体制整備事業費	126,000				118,000		
北越急行株式会社 補助事業費	71,000				70,000		
行政改革推進債	3,000,000				0		
合 計	243,819,000				239,217,000		

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,296,349千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,637,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		5,341,490 千円	1,286,349 千円	6,627,839 千円
	第1項 国庫支出金	157,690	△ 85,985	71,705
	第3項 繰入金	4,986,411	1,496,471	6,482,882
	第5項 分担金及び負担金	182,234	△ 153,033	29,201
	第7項 寄附金	100	38,896	38,996
歳 入	合 計	5,341,490	1,286,349	6,627,839

2. 歳出		項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費			5,341,490 千円	1,295,349 千円	6,637,839 千円
		第1項 災害救助費	3,858,164	1,327,608	5,185,772
		第2項 基金積立金	1,379,158	50,257 △	1,328,901
		第4項 繰出金	58,789	18,998	77,787
歳出		合計	5,341,490	1,295,349	6,637,839

第2表 繰越明許費補正 1 変 更					
款	項	事 業 名	補正前の額 千円	補正後の額 千円	
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	災害救助法による救助費	1,303,608	2,309,814	
		被災者住宅応急修理事業補助金	1,080,950	1,526,200	
合	計		3,682,411	5,133,867	

(災害救助事業特別会計)

1 総括											
(歳入)											
款	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計	国庫支出金	繰入金	県債	その他	
第1款 災害救助事業収入	千円 5,341,490	千円 1,296,349	千円 6,637,839	千円 5,341,490	千円 1,296,349	千円 6,637,839	千円 85,985	千円 1,496,471	千円	千円 114,137	
歳入 合計	5,341,490	1,296,349	6,637,839	5,341,490	1,296,349	6,637,839	85,985	1,496,471		114,137	
(歳出)											
款	補正前の額	補正額	計	補正前の額	補正額	計	国庫支出金	繰入金	県債	その他	
第1款 災害救助事業費	千円 5,341,490	千円 1,296,349	千円 6,637,839	千円 5,341,490	千円 1,296,349	千円 6,637,839	千円 85,985	千円 1,496,471	千円	千円 114,137	
歳出 合計	5,341,490	1,296,349	6,637,839	5,341,490	1,296,349	6,637,839	85,985	1,496,471		114,137	

2 歳 入									
第 1 款 災害救助事業収入									
項	目	補正前の額	補正額	計	前		説	明	千円
					区	分			
第1項 国庫支出金		千円 157,650△	千円 85,985	千円 71,705					
	第1目 国庫負担金	155,028△	85,985	69,043	1 災害救助費国庫負担金	△	85,985		
第3項 繰入金		4,996,411	1,495,471	6,482,882					
	第1目 一般会計繰入金	3,624,202	1,546,471	5,170,673	1 一般会計繰入金		1,546,471		
第5項 分担金及び負担金	第2目 基金繰入金	1,362,209△	50,000	1,312,209	1 災害救助基金繰入金	△	50,000		
		182,234△	153,033	29,201					
第7項 寄附金	第1目 負担金	182,234△	153,033	29,201	1 災害救助費負担金	△	153,033		
		100	38,996	38,996					
合	第1目 寄附金	100	38,996	38,996	1 災害救じゅう金等見舞金		38,996		
	計	5,341,490	1,295,349	6,637,839					

3 歳 出									
第1款 災害救助事業費									
項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	区	分	金	明
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1項	災害救助費	3,858,164	1,327,608	5,185,772△	1,585,624				
第2目	災害救助費	3,835,436	1,327,608	5,163,044△	1,585,624				
					負債金 △161,342				
					国債 △96,674				
						3 職員手当等		1,384	1 災害救助法に基づく救助費
						8 旅 費		5,565△	2 被災者住宅応急修理事業補助金
						10 需用 費		27,714△	3 県外災害支援対策費
						11 役 務 費		561△	4 能登半島地震災害対策費
						12 委 託 料		2,041	
						13 使用料及び 賃借 料		27,943△	
						18 負担金補助 及び交付金		1,386,066	
第2項	基金積立金	1,379,158△	50,257	1,328,901	38,896△				
第1目	災害救助基 金積立金	1,379,158△	50,257	1,328,901	38,896△				
					寄附金				
第4項	繰 出 金	58,789	18,998	77,787					
第1目	一般会計繰 出金	58,789	18,998	77,787					
					負債金 8,309				
						24 積 立 金		50,257△	災害救助法に基づく基金積立金
						27 繰 出 金		18,998	一般会計繰出金

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,548,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,212,903千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		3,664,903	1,548,000	5,212,903
	第2項 国庫支出金		430,000	430,000
	第4項 繰入金	202,236	599,000	801,236
	第6項 県債	2,018,900	519,000	2,537,900
歳 入	計	3,664,903	1,548,000	5,212,903

2 歳 出		項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第 1 款	港湾整備事業費		3,664,750 千円	1,548,000 千円	5,212,750 千円
		第 3 項 災害復旧費	80,000	1,548,000	1,628,000
歳 出	合 計		3,664,903	1,548,000	5,212,903

第2表 繰越明許費補正 1 変更					
款	項	事業名	補正前の額 千円	補正後の額 千円	
第1款	港湾整備事業費				
	第3項	災害復旧費	80,000	1,626,000	
		港湾施設災害復旧費			
	合計		1,114,103	2,660,103	

起債の目的		補		正		前		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	補	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費		1,601,900	千円	普通貸借又は債券発行格(発行価額が額面金額を下回るときは、それを格差減額を埋めるための金額を限度し、金額を加算した金額とする。)	年9パーセント以下	借入れの年から40年以内の元金均等又は元金均等若しくは不均等の方法により償還し、1期又は2期に償還し、又は一括払いの方法により償還する。ただし、償還期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	年9パーセント以下	2,120,900	補正前に同じ	年9パーセント以下	償還の方法
		2,018,900	千円					2,537,900			
合 計											

(港湾整備事業特別会計)

1 総括		補正前の額		補正額		計			
(歳入)									
第1款 港湾整備事業収入	千円 3,664,903	千円 1,548,000	千円 5,212,903	千円 1,548,000	千円 5,212,903	千円 5,212,903	千円 5,212,903		
歳入	計	3,664,903	1,548,000	5,212,903					
(歳出)		補正前の額		補正額		計			
						補正額の財源内訳			
						国庫支出金	繰入金	県債	その他
第1款 港湾整備事業費	千円 3,664,750	千円 1,548,000	千円 5,212,750	千円 430,000	千円 599,000	千円 519,000	千円 519,000	千円 519,000	千円 519,000
第2款 予備費	153	153	153						
歳出	計	3,664,903	1,548,000	5,212,903	430,000	599,000	519,000	519,000	

2. 歳入									
第1款 港湾整備事業収入									
項	目	補正前の額	補正額	計	節分		説明	金額	明
					区	額			
第2項	国庫支出金	千円	千円	千円				千円	
			430,000	430,000					
	第1目 国庫補助金		430,000	430,000	1	国庫補助金		430,000	
第4項	繰入金	202,236	599,000	801,236					
	第1目 一般会計繰入金	129,086	599,000	728,086	1	港湾整備費繰入金		599,000	
第6項	県債	2,018,900	519,000	2,537,900					
	第1目 県債	2,018,900	519,000	2,537,900	1	港湾整備事業債		519,000	
合	計	3,664,903	1,548,000	5,212,903					

項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
					国庫支出金等	繰入金	県債			
第3項 災害復旧費		千円 80,000	千円 1,548,000	千円 1,628,000	千円 430,000	千円 599,000	千円 519,000		千円	
	第1目 災害復旧費	80,000	1,548,000	1,628,000	国庫 430,000	599,000	519,000	10需用費 12委託料 14工事請負費	20,000 10,000 1,518,000	港湾施設災害復旧費
合	計	3,664,750	1,548,000	5,212,750	430,000	599,000	519,000			

狩猟免許試験の実施について(公告)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許

試験を次のとおり実施する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

試験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月6日 (土)	午前9時 ※長岡会場は午前9時15分	午前9時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16番83号)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	5月24日(金)～6月17日(月)
			青葉台コミュニティセンター (長岡市青葉台1丁目甲120番地8)	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3丁目8番34号)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村	
9月7日 (土)	午前9時 ※長岡会場は午前9時15分	午前9時30分	青葉台コミュニティセンター (長岡市青葉台1丁目甲120番地8)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市	7月25日(木)～8月19日(月)
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	
11月22日 (金)	午前9時 ※長岡会場は午前9時15分	午前9時30分	青葉台コミュニティセンター (長岡市青葉台1丁目甲120番地8)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	10月9日(水)～11月1日(金)
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3丁目8番34号)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	
1月11日 (土)	午前9時	午前9時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1) ※わな猟免許のみ	全県	11月28日(木)～12月20日(金)

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上(網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上)の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

ア 紙申請の場合

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、所定の狩猟免許手数料（1免許種につき新潟県収入証紙5,200円（現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円））を添えて提出すること。

なお、申請手数料は申請窓口におけるキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）も可能。

イ 電子申請の場合

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を提出すること。

なお、申請手数料は申請窓口におけるキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）も可能。

また、電子決済（※）を行わない場合は所定の狩猟免許手数料（1免許種につき新潟県収入証紙5,200円（現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円））も添えること。

※ 利用可能な電子決済は、クレジットカード、Pay-easy（インターネットバンキング、ATMでの支払い）

(2) 添付書類（紙申請、電子申請ともに共通）

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びびうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県環境局環境対策課）に、第1回試験を受験しようとする者には令和6年5月24日から6月17日（電子申請を行う場合は6月10日）までの間に、第2回試験を受験しようとする者には令和6年7月25日から8月19日（電子申請を行う場合は8月13日）までの間に、第3回試験を受験しようとする者には令和6年10月9日から11月1日（電子申請を行う場合は10月25日）までの間に、第4回試験を受験しようとする者には令和6年11月28日から12月20日（電子申請を行う場合は12月13日）までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場を受験すること。指定会場以外を受験を希望する場合は、申請の際に申し出るものとする。指定された日時及び会場を受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に申し出ること。

7 試験の合格者

試験終了後、約2週間で通知（郵送）し、合格者には狩猟免状を同封する。

なお、合格者の受験番号は新潟県のホームページで公開する。

8 試験についての問い合わせ

新潟県環境局環境対策課（電話025-280-5152）又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

1 適性試験及び講習の日時、会場

月 日	受付時間	開始時間	会場及び所在地	対象地域	申請期間（※）
5月30日（木）	受講票に記載の時間のとおり （午後1時～午後4時）		阿賀野市水原保健センター （阿賀野市岡山町10-15）	阿賀野市	4月18日（木）～5月16日（木）
			大潟コミュニティプラザ （上越市大潟区土底浜1081番地1）	上越市柿崎区、吉川区、大潟区、頸城区	
			新潟県庁 （新潟市中央区新光町4番地1）	新潟市北区、東区、中央区	
6月15日（土）	受講票に記載の時間のとおり （午後1時～午後4時）		燕三条地場産業振興センター （三条市須頃1丁目17番地）	燕市、弥彦村	5月7日（火）～5月31日（金）
			十日町地域振興局 （十日町市妻有町西2丁目1番地）	十日町市、津南町	
6月19日（水）	受講票に記載の時間のとおり （午後1時～午後4時）		阿賀町公民館 （東蒲原郡阿賀町鹿瀬8985番地1）	阿賀町	5月10日（金）～6月5日（水）
6月22日（土）	受講票に記載の時間のとおり （午後1時～午後4時）		長岡地域振興局 （長岡市沖田2丁目173番地2）	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町	
7月17日（水）	受講票に記載の時間のとおり （午後1時～午後4時）		小出ボランティアセンター （魚沼市小出島1240番地2）	魚沼市	6月6日（木）～7月3日（水）
			佐渡地域振興局 （佐渡市相川二丁目浜町20-1）	佐渡市	
7月25日（木）	受講票に記載の時間のとおり （午後1時～午後4時）		新発田地域振興局 （新発田市豊町3-3-2）	新発田市、聖籠町	6月13日（木）～7月11日（木）
			三条地域振興局 （三条市興野1丁目13番45号）	三条市、加茂市、田上町	
			長岡地域振興局 （長岡市沖田2丁目173番地2）	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町	

		糸魚川地域振興局 (糸魚川市南押上1-15-1)	糸魚川市	
7月30日(火)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	荒川地区公民館 (村上市羽ヶ榎104番地25)	村上市(旧荒川町、旧神林村)、関川村	6月18日(火)～7月16日(火)
		南魚沼地域振興局 (南魚沼市六日町960)	南魚沼市、湯沢町	
		安塚コミュニティプラザ (上越市安塚区安塚777番地)	上越市浦川原区、大島区、安塚区、牧区	
		新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	新潟市江南区、秋葉区、南区	
8月9日(金)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	長岡地域振興局 (長岡市沖田2丁目173番地2)	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町	6月28日(金)～7月24日(水)
		はーとびあ中郷 (上越市中郷区二本木1763番)	上越市中郷区、板倉区、妙高市	
8月20日(火)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	村上地域振興局 (村上市田端町6-25)	村上市(旧村上市、旧朝日村、旧山北町)、粟島浦村	7月9日(火)～8月6日(火)
		五泉市福祉会館 (五泉市太田1092番地1)	五泉市	
8月24日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	胎内市産業文化会館 (胎内市新和町2番5号)	胎内市	7月12日(金)～8月8日(木)
		柏崎地域振興局健康福祉部 (柏崎市鏡町11-9)	柏崎市、刈羽村	
		上越市市民プラザ (上越市土橋2554番地)	上越市名立区、三和区、清里区、上越市高田地区、直江津地区	
		新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	新潟市西区、西蒲区	
9月14日(土)	受講票に記載の時間のとおり (午後1時～午後4時)	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4番地1)	全県	8月2日(金)～8月30日(金)

※ 電子申請期間は1週間程度短く設定されている。

2 受講対象者

令和3年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

ア 紙申請の場合

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、

無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付け、所定の狩猟免許更新手数料（1免許種につき新潟県収入証紙2,900円）を添えて提出すること。

なお、申請手数料は申請窓口におけるキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）も可能。

イ 電子申請の場合

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けて提出すること。

なお、申請手数料は申請窓口におけるキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）も可能。

また、電子決済（※）を行わない場合は所定の狩猟免許更新手数料（1免許種につき新潟県収入証紙2,900円）も添えること。

※ 利用可能な電子決済は、クレジットカード、Pay-easy（インターネットバンキング、ATMでの支払い）

(2) 添付書類（紙申請、電子申請ともに共通）

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びびうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面（認定鳥獣捕獲等事業に従事する者で、適性試験の免除を希望する者に限り必要となる。）

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、適性を有することを確認した日が申請前1年以内のものを有効とする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県環境局環境対策課）に、受講する講習会の申請期間内に提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

ただし、3(2)ウの書面を添付した者で適性を有することが確認できた場合は、適性試験を免除する。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場を受講すること。指定会場以外を受講を希望する場合は、申請の際に申し出るものとする。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に申し出ること。

※ 長岡市、見附市、小千谷市及び出雲崎町の在住者は6月22日、7月25日及び8月9日のうち任意の日程で受講すること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

新潟県環境局環境対策課（電話025-280-5152）又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県産業廃棄物実態調査業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年5月10日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

新潟県産業廃棄物実態調査業務

(2) 委託業務の仕様等

新潟県産業廃棄物実態調査業務委託に係る仕様書及び契約条項（以下「仕様書等」という。）による。仕様書等は、本公告の日から(5)に定める入札説明書と併せて交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

(3) 委託期間

契約日から令和7年2月28日（金）

(4) 業務実施場所

仕様書による。

(5) 入札方法

入札説明書による。

2 入札説明書の交付場所及び本件入札に関する問い合わせ等

次の場所で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

郵便番号950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県環境局資源循環推進課

電話番号025-280-5161

Eメール：ngt030330@pref.niigata.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定に基づく更正手続開始の申立てをされている者ではないこと。

(4) 4に定める参加資格確認申請書を提出した日から入札執行日までの間において、知事から指名停止の措置を受けた者（指名停止期間の一部が属するものを含む。）でないこと。

(5) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(6) 本件委託業務に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(7) 直近5ヶ年において、都道府県から「産業廃棄物排出・処理実態調査指針（改訂）」（平成22年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）に準拠した調査方法に基づく同種同規模調査を2回以上受託し履行した実績を有すること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

4 参加資格の確認

本件入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより参加資格確認申請書を提出し、知事の確認を受けなければならない。

この場合において、3に定める参加資格がないと認められた者及び参加資格確認申請書を入札説明書に定める期間に提出しなかった者は、入札に参加することができない。

5 入札日時及び場所

(1) 日時 令和6年5月29日（水） 午後1時30分

(2) 場所 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県庁入札室（行政庁舎16階）

6 入札保証金

自己の見積もった契約金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第43条第1号に該当する場合は、免除する。

7 契約保証金

自己の見積もった契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条第1号又

は第3号に該当する場合は、免除する。

8 入札の無効

財務規則第62条第1項又は第3項の規定に該当する入札は、これを無効とする。

9 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) その他

詳細は、入札説明書その他交付書類によるほか、財務規則その他知事の定める規則及び関係法令の定めるところによる。

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 キューピット三本木店

所在地 五泉市三本木字早出3026番

設置者 株式会社キューピット

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

3 変更年月日

令和6年4月22日

4 変更の理由

来客の利便性を高めるため。

5 届出年月日

令和6年4月19日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和6年5月10日から令和6年9月10日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

地域産業振興課 小規模企業支援班

電 話 025-280-5235

Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年5月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 落札に係る物品等の名称及び数量

豚熱生ワクチン（シード）

50ドーズ 見込数量 7,770本

20ドーズ 見込数量 2,650本

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県農林水産部畜産課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

- 3 落札者決定日
令和6年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社アグロジャパン
新潟県新潟市江南区曙町5丁目1番3号
- 5 落札金額
43,708,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
令和6年2月10日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、白衣等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年5月10日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
白衣等賃貸借 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
令和6年6月1日から令和7年3月31日まで
 - (4) 履行場所
新潟県立新発田病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
 - (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (7) 300床以上の病床数を有する病院の当該業務を、平成31年1月1日以降、12か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
 - (8) クリーニング所の業務に従事する全てのクリーニング師が、クリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課経営係
電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年5月22日(水) 午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加申請書の提出

(1) 入札希望者は令和6年5月20日(月)午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認申請書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和6年5月20日(月)に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の金額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、L S A重油について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年5月10日

新潟県立妙高病院長 岸本 秀文

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

L S A重油1種1号 単価契約 年間約52,000リットル

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及びL S A重油納入仕様書による。

(3) 納入期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

新潟県立妙高病院（地下貯蔵タンク）

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登録されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 949-2106

新潟県妙高市大字田口147番地1

新潟県立妙高病院経営課

電話番号 0255-86-2003

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和6年5月21日（火）午後4時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和6年5月27日（月）午後3時00分

新潟県立妙高病院 会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立妙高病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和6年5月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容 異動年月日
新発田市高齢者福祉センター (旧 新発田市勤労者総合福祉センター)	新発田市五十公野4475番地3 (旧 新発田市五十公野字瀧尻4475番地3)	多目的ホール	234.00	令和6年3月22日
		教養文化室1・2	100.91	
		特別会議室	44.88	
		視聴覚室	58.8	

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第51号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和6年5月10日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

1 区分、実施日時及び定員

区分	実施期日	実施時間	定員
空港保安警備業務2級	令和6年6月13日(木)	午前10時から 午後5時まで	各10人
施設警備業務2級			
交通誘導警備業務2級			
貴重品運搬警備業務2級			

2 実施場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県警察本部意見聴取事務室

3 対象者

(1) 空港保安警備業務2級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級又は2級に合格した者

(2) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格した者

- (3) 交通誘導警備業務2級
旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格した者
- (4) 貴重品運搬警備業務2級
旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格した者

4 判定

学科試験及び実技試験により判定する。ただし、実技試験の前に学科試験を実施し、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を実施しない。

5 申請手続

(1) 事前申込み

検定合格者審査を受けようとする者は、審査申請書を提出する前に、次により申し込むこと。

ア 申込期間

令和6年5月29日(水)及び同月30日(木)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 申込方法

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センターの受付専用電話
電話番号 025-283-8880

に申し込むこと。

ウ 留意事項

- (ア) 上記受付専用電話以外での申込みは、受け付けない。
- (イ) 定員になり次第、受付を締め切る。
- (ウ) 1件の電話での申込みは、1人とする。

(2) 審査申請書の提出等

(1)により事前申込みを受理された者は、次により審査申請書を提出すること。

ア 提出期間

令和6年6月5日(水)及び同月6日(木)の各日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出先

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター

ウ 提出書類

審査申請書1通に次に掲げる書類を添付の上、提出すること。

- (ア) 写真1枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- (イ) 旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「旧合格証」という。)の写し1通
- (ウ) 新潟県公安委員会以外の公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、新潟県内に住所があることを疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等)又は新潟県内の営業所に属することを疎明する書面(営業所の所属証明書等)

エ 提出方法

申請者本人が必ず持参するものとし、代理人、郵送等による提出は認めない。

6 審査手数料

(1) 金額

4,700円

(2) 納付方法

新潟県収入証紙又はキャッシュレス決済により、審査申請書提出時に納付すること。

なお、納付された審査手数料は、還付しない。

7 留意事項

旧合格証の記載事項に変更がある者は、事前に書換えをしてから申請すること。

8 問合せ先

新潟県警察本部生活安全部生活安全企画課許認可管理センター
電話番号 025-285-0110(代表)

◎新潟県公安委員会告示第52号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更した旨の届出があった。

令和6年5月10日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

運転免許取得者等教育を行う者の名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社佐渡自動車学校	佐渡自動車学校	中野 洸	中野 貴司	令和6年3月9日